

東京学芸大学との取引における個人情報の保護について（基本方針）

本学は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の趣旨に鑑み、本学が取引先業者に提供する個人情報（氏名、生年月日その他の記述等、特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるもの）を保護する観点から、本学が委託する業務の履行中及び完了後において、以下の項目について、厳正に遵守することのできる業者と取引を行うことを本学の基本方針とする。

○ 個人情報の取扱いについて

- 第1 個人情報委託先は、本学が委託した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 本学が承認する場合を除き、以下の行為を行ってはならない。
 - （1）本学が委託した個人情報を第三者に提供し、またはその内容を知らせること。
 - （2）本学が委託した個人情報について、本学が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
 - （3）個人情報取扱業務の全部または一部の再委託を行うこと。
- 3 個人情報委託先において、本学が委託した個人情報を取り扱う場合には、その個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 本学が必要性を認めるときは、個人情報委託先の事務所、事業場等において、本学が委託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査を行うことを妨げてはならない。
- 5 個人情報委託先において、委託業務完了または契約解除等により、本学が委託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに本学に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去しなければならない。ただし、本学が別段の指示をしたときは、個人情報委託先はその指示に従うものとする。

- 6 個人情報委託先は、本学から委託された個人情報の漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本方針に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、本学に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、本学から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、個人情報委託先は当該指示に従うものとする。

- 7 個人情報委託先は、その責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報（本学から委託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本方針に係る違反等があった場合は、これにより本学または第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

- 8 個人情報委託先は、本学から委託された個人情報以外に、その業務に関して自ら収集又は作成した個人情報についても、上記に準じて取り扱うこととし、本学が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。